

# 令和5年度 石井中学校文化部活動に係る活動方針

令和5年4月  
石井町石井中学校

## 1. 文化部の活動方針の策定について

- (1) 本校の部活動において、文化部の活動については、文化庁策定の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)、徳島県教育委員会の「文化部活動の在り方に関する方針」(平成31年4月)、石井町教育委員会が平成31年4月に作成した、「石井町中学校における文化部活動の方針」に則り、「石井中学校文化部活動に係る活動方針」を策定するものとする。
- (2) 活動方針及び活動計画等は、学校ホームページに掲載し、公表するものとする。
- (3) 文化部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出するものとする。

## 2. 指導・運営に係る体制の構築について

- (1) 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を配置する。
- (2) 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う等、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に文化部活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 校長は、教職員の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

- (1) 適切な指導の実施
  - ① 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、徳島県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動指導指針」に準じ、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - ② 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。  
また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

#### 4. 適切な休養日等の設定について

##### (1) 休養日の設定

- ① 学期中は、週あたり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業日中については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 定期テスト前後の休養日について  
ア. 中間テスト 原則として、テスト前3日間とテスト期間中の部活動を休止する。  
イ. 期末テスト 原則として、テスト前3日間とテスト期間中の部活動を休止する。  
※ただし1年生は、1学期中間テストのみテスト前5日間とテスト期間中とする。

##### (2) 活動時間の設定

- ① 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- ② 早朝練習については、放課後の練習が十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。

##### (3) 教師の勤務時間管理について

部活動の休養日には、上記2.の(4)で示したように、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」等を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を適切に行い、長時間の時間外勤務を行わないように努める。

#### 5. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

##### (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

校長は、部員の減少により単一の学校では特定の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の文化部活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

##### (2) 地域・保護者等の連携

校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、文化芸術活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考えの下で、地域における環境整備を進める。

#### 6. 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、文化部が参加する大会等を精査する。

令和5年度 石井中学校 文化部活動について

1. 活動日及び活動時間

- ① 授業日(6校時)については、原則18:30までとする。
- ② 授業日(6校時未満)については、①の終了時刻を早くする。
- ③ 上記①②以外の日については、原則8:00～11:30とする。
  - ※ 日没が早い時期は、終了時刻を早くする。
  - ※ ただし③について、施設の空き状況等により活動時間はこの限りでない。

2. 休養日

- ① 学期中の休養日については、授業日は各部活動とも1日の休養日を設定する。週休日については、毎週1日以上以上の休養日を設ける。
- ② 長期休業日中の休養日については、学期中の休養日の設定に準じた休養日を設ける。
- ③ シーズンオフを各部の活動状況に応じて適宜設ける。

参考(各部活動の休養日一覧)

部活動名	授業日	土・日・祝
吹奏楽	原則 月曜日 行事, 出張等により変更あり	原則 日曜日 ※コンクール, レッソンの日程により変更あり
邦楽	原則 水曜日 行事, 出張等により変更あり	原則 日曜日
美術	原則 月曜日 行事, 出張等により変更あり	原則 日曜日
生け花	原則 火曜日以外(火曜日に活動)	土・日・祝は休み

3. 各々が参加できる大会等 ※予定変更する場合があります。

	吹奏楽	邦楽
4月		
5月		
6月		こども邦楽
7月	コンクール前ホール練習 全日本吹奏楽コンクール徳島県予選	
8月		県学校音楽祭・コンクール
9月	石井中文化祭	石井中文化祭
10月	石井町ボランティアフェスティバル	
11月		
12月	県アンサンブルコンテスト(予選)	
1月	県アンサンブルコンテスト(本選)	
2月		
3月	定期演奏会	

	美術	生け花
4月		
5月		特になし
6月		
7月	人権ポスター 作品出品	
8月	ポスター1～2点 作品出品	
9月		
10月		
11月	県中美術作品展 作品出品	
12月		
1月	読書感想画 作品出品	
2月		
3月		

4. 安全対策について

【全般の対策】

吹奏楽

- ・熱中症の対策として、クーラーの使用を許可し、休憩の際には水分をとらせる。
- ・体調不良者が出た場合の対処を部員に周知させるとともに、車椅子を4階音楽室前に配置し、エレベーターを使えるように配慮する。
- ・過呼吸対策のため、養護教諭、保護者と連携・協力し心身の健全な発達を心がける。

生け花

- ・花ばさみや剣山での怪我を防ぐために、新入部員は、なれるまで扱う花材は、柔らかいものを取り入れる。

邦楽部

- ・適度に休憩を取りながら、練習。手元に水筒を用意させ、適宜水分補給をしながら練習に取り組ませる。
- ・夏期は扇風機を活用する。

美術

- ・制作上で用いる道具や材料の取り扱いにおいて、安全面に気をつけ制作する。